新型コロナ災害緊急アクション中間報告

2020年6月12日　事務局　瀬戸大作

新型コロナ災害緊急アクション参加団体

あじいる／移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策プロジェクトチーム／蒲田・大森野宿者夜回りの会（蒲田パト）／官製ワーキングプア研究会／共同連／くらしサポート・ウィズ／寿医療班／コロナ災害対策自治体議員の会／サマリア／NPO法人さんきゅうハウス／市民自治をめざす三多摩議員ネット／自立生活サポートセンターもやい／奨学金問題対策全国会議／新型コロナすぎなみアクション／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／つくろい東京ファンド／TENOHASI／「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／反貧困ささえあい千葉／府中緊急派遣村／フードバンクネット西埼玉／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／POSSE（50音順　5月5日現在）

（1）おこなってきたことと課題

１．4月16日　緊急アクション主催の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮者や学生への支援強化を求める省庁との緊急の話し合い」を開催、各団体がまとめた政策要望を厚労省・国交省・文科省におこなった。①生活保護②居住③雇用と労働と外国人④障害者⑤学生と奨学金の各分野別の要望をおこなった。

２．政策要望としての「コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るなんでも電話相談会実行委員会」の厚労省宛ての「緊急要望書～国は、自営業者・フリーランス・働く人々の“呻き声”を聴け！～」に賛同し、要望書づくりに参画した。

３、5/8、緊急アクションから東京都に対し「ネットカフェ休業等に伴うホテル宿泊者に対する相談体制について」申し入れをおこなう。

４、東京都の緊急一時宿泊事業で区内のビジネスホテルに宿泊していた人々に対し、新宿区が5月29日、「ホテル利用は5月31日まで（チェックアウトは6月1日）」と記した文書を配り、98人がホテルを出た。都の事業は期間を6月7日まで延長しており、「5月31日まで」とする文書の内容は、虚偽の説明を行ったと、緊急アクションとして、6月8日、新宿区に抗議文を提出、区は翌日、対応に誤りがあり、不適切に退出させたとして、吉住健一区長名の文書をホームページに掲示し謝罪した。「ご利用者の皆様に対して、寄り添った対応が出来ていなかったことを、率直にお詫び申し上げます」とした上で、「6月1日以降、14日までで宿泊できなかった期間の宿泊料相当（1泊3500円）を支給させていただく」と発表した。

５．つくろい東京ファンドと連携しながら、「新型コロナの影響でお困りの方からの相談フォーム」を開設、仕事を失い、住まいを喪失した方のSOS現場に駆けつけ、緊急宿泊支援と生活資金給付をおこない、生活保護申請などアセスメントをその場でおこなっている。東京都はネットカフェ生活者4000人（約）を見て見ぬふりをし、生活保護利用者にもアパート支援をせずに無料低額宿泊所生活者に30,000人を滞留させてきた。携帯電話がなければアパートも契約できない。６５歳以下の単身者は公営住宅に入居できない。放置してきた結果が現在の状況を招いている。

６．困窮者がひとりで相談に行くと、体よく追い返される事例が続出、各自治体の生活保護申請時に水際や劣悪な無料低額宿泊所への誘導が横行していた事から、可能な限り、生活保申請同行をおこなってきた。「生活保護申請同行のための自治体議員ネットワーク」の自治体議員との連携が大きな役割を果たしている。その後の一時住宅支援や、アパート転宅支援まで取り組んでいるが、生活保護利用件数が増大、困窮者が入居できるアパートが少なくなっている。携帯電話がないとアパート入居契約が難しいなどの問題をどのように解決していくか。生活保護申請後に民間の空き家・空き室を借り上げる「みなし仮設」方式の住宅

提供など住宅支援制度の早急な施策実施をおこない、ハウジングファーストへの転換が求められている。

７．東京都の福祉事務所も自治体毎に対応格差が大きいが、千葉県や神奈川県は問題だらけの自治体が多い。気になるのは生活保護法条文を逸脱した「ローカルルール」が頻発している。千葉・神奈川の支援団体と自治体議員は現状の実態の検証と改善を求める必要がある。

８．新宿ごはんプラス、TENOHASHI、府中派遣村、国立派遣村、さんきゅうハウス、隅田川医療相談会などの地域毎の路上相談会に参加協力した。長期間に渡り、駅や河川敷で野宿されている方々の相談を受け、生活保護申請、給付金の受け取りサポートなどをおこなっている。

９．市川道の駅での車上ホームレスとなった青年への緊急支援がきっかけとなり「反貧困ささえあいちば」が支援団体、自治体議員、生活協同組合などのネットワークで設立、相談会活動が定期開催されている。神奈川県でも生活保護申請現場での対応不備が続出している状況から、支援者と自治体議員の連携会議を開催、6月末に相模大野での路上相談会開催、県福祉部局への要請も検討する。

10. NPO法人ＰＯＳＳＥの報告によると、相談内容全般を通して、法律や制度ではすぐにどうしようもない相談が多く、労働組合の力を使うしかない事態になっている。生活困窮の原因となっているのは企業が非正規雇用に対して補償をしていないこと。その結果、非正規雇用、女性、外国人労働者の貧困化が拡大。外国人労働者の生存保障の課題。労働組合による権利主張がなければ、「コロナだから仕方がない」という雰囲気のもと、労働条件の切り下げや解雇・雇い止めが横行し、貧困が拡大する可能性が高い。組合を通しての権利行使運動との連携を強めたい。

11、新型コロナの影響で、移民・難民、外国にルーツをもつ方々のなかでも生活に困窮する方が急速に増えている。反貧困緊急ささえあい基金給付金額の多くは移住連をつうじた「支援からこぼれ落ちた外国人」からのSOSです。仮放免者や難民申請者、非正規滞在者など、特別定額給付金の対象外に当たり、生活保護申請もできない方が大半、1人当たり20,000円の緊急給付をおこなっていますが、不充分です。置賜や上越や三里塚などのコメ農家が「コメと野菜でつながる百姓と市民の会」を結成しお米を通じた支援を開始している。

12. 学生困窮問題では、40年以上ぶりの学生による学費運動が起きている。コロナ感染によるアルバイトの急減に対し、「一律学費半額を求めるアクション」が4月30日に文部科学省に要望書を提出、奨学金問題対策全国会議主催の「奨学金返済　緊急ホットライン」実施、3新型コロナウイルス感染症の影響から学費と生活費に苦しむ学生を守るための緊急提言をおこなっている。

13. 反貧困ネットワーク「新型コロナウイルス：緊急ささえあい基金」を発足、１２５９名から総金額で５４００万円を超える寄付を頂いています。6月5日段階で1,071万円の給付支援を、ＳＯＳを頂いた方々に現金給付しています。

（2）反貧困緊急ささえあい基金報告　　（4月１６日～6月5日））

寄付金	件数	寄付金合計	寄付金	回数	人数	給付金額
			分類１直接給付	46	46	1,083,000
			分類２団体給付	25	25	507,000
			分類３移住連	280	456	9,120,000
収入	1,259	54,616,323		351	527	10,710,000
収支						43,906,323

１．給付実績分類

分類１　反貧困ネットワークを通じた緊急給付

相談者からのSOSに基づき、相談者が待つ場所に向かい、緊急宿泊費と生活費を給付、福祉制度の案内に留まらず、生活保護申請などの助言、申請日時と支援者同行までのアセスメントまでおこなってきた。

反貧困ネットワーク給付　　支援回数　４６回　　４６人　　１、０８３，０００円

【特徴】

＊所持金が千円を切った状態でのSOSが多い。２０代～４０代が多い。

＊以前から、ネットカフェなどで暮らし日雇い及びスポット派遣で収入を得ていたが、コロナで収入が途絶え、路上で生きるしかない。アパートを借りる費用がない事例が続発した。

＊社員寮に入寮していたが、コロナ影響で雇用を打ち切られ、退寮させられた。特に風俗業、観光業

＊親からの虐待から逃げて「住まい」に困りSOSが複数届いている

＊携帯電話が止まっている方からの相談が多数　その後のアパート契約が困難

分類2　参画団体からの要請に基づいた給付

各団体における相談会やＳＯＳに基づいた給付支援

支援回数　　２５回　　給付金額　507,000円

分類3　移住連からの要請に基づく､｢支援からこぼれ落ちた外国人｣の給付支援

支援回　数280件　支援人数　456人　　給付金額　9、120、000円

149人（54%）はいかなる公的支援も受けることができないし、就労も許可されない在留資格、これまでは支援者に生活を支えてもらっていたが、今回その支援者も収入が減り、支援母体だった教会でミサができなくなり献金がなくなるなど、支援者に頼ることもできない。

参考　反貧困緊急ささえあい基金の運用基準　　改訂版

反貧困ネットワークが中心となり､｢新型コロナ災害緊急アクション｣に参画する協働団体を通じて助成します。それぞれの活動の中で、住まいを喪失し、行き場のない人に対して緊急宿泊支援を実施したり、日々の生活費に事欠いても｢生活福祉基金｣が借りられずに水道光熱費が払えなったりする方々への緊急小口給付などをおこなっている団体が対象です。

協働団体から週単位を原則に｢給付実績申請書｣を提出して頂きます。

支援した当事者1人当たり宿泊費最大21,000円（1日7,000円上限×３泊）上限を原則、生活支援金1人当たり20,000円上限を原則に申請頂き、７日以内に拠出します。

緊急アクション参画団体が企画する炊き出しや相談会運営費、電話相談会の運営費用が逼迫している状況を受け､企画単位で､上限２０万円　炊き出しや相談会運営費相談会運営費総額の１／５を上限に補助します。